

## 住所変更・戸籍に関する届出について

主な届出は下記の通りです。各届出は本人確認書類をご持参のうえ、町民課まで届け出てください。

住所変更関係				戸籍関係			
こんなとき	いつまでに	持ってきていただくもの		こんなとき	いつまでに	持ってきていただくもの	
		加入者のみ 国民健康保険 マイナンバーカード・ 資格確認書等	その他必要なもの			加入者のみ 国民健康保険 マイナンバーカード・ 資格確認書等	その他必要なもの
町外から引越のとき 転入届	住み始めた日から 14日以内	○	転出証明書 マイナンバーカード	子が生まれたとき 出生届	生まれた日も含めて 14日以内	○	親子健康手帳 出生証明書
町外へ引越のとき 転出届	引越しの日までに	○	印鑑登録証 マイナンバーカード	亡くなったとき 死亡届	死亡の日から 7日以内	○	死亡診断書
町内で引越のとき 転居届	住み始めた日から 14日以内	○	マイナンバーカード	結婚するとき 婚姻届	届出の日が婚姻 の日となります	○	本人確認書類 (マイナンバーカードなど)
				離婚するとき 離婚届	届出の日が離婚 の日となります	○	本人確認書類 (マイナンバーカードなど)

代理人の場合は、委任状が必要になる場合があります。

※各届出の際は、本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・在留カード・パスポートなど)が必要です。

※届出は、期間内に届け出てください。

※外国籍の方は、在留カード(お持ちでない方はパスポート)が必要です。

※マイナポータルを利用する場合、転出届は、原則来庁不要で手続き可能です。マイナンバーカードをお持ちの方は、ぜひ、ご利用ください。

※町民課での届出に関連し、他課での手続きが必要な場合があります。必要書類等はホームページでご確認ください。

※詳しくは、下記のホームページをご覧ください。お電話にてお問い合わせください。



住民変更届出について



戸籍届出について



委任状・郵送請求  
様式ダウンロード



マイナポータルで  
転出届・転入予約(動画)

お問い合わせ：町民課 住民年金係・戸籍係 TEL：098-945-5012

## 国民健康保険の手続きについて

こんなときには**14日以内**に国保の届出が必要です。

### ◆国民健康保険とは

国民健康保険は、都道府県及び市町村が保険者となって運営する公的な医療保険制度です。被保険者のみなさんが病気やケガをしたとき、安心して医療を受けられるようお互いに保険税を出し合って、これに国や県、市町村が補助金等を拠出して医療費を負担する制度です。

### ◆国保に加入する方

職場の健康保険、後期高齢者医療制度で医療を受けている方や生活保護を受けている方を除く、すべての方が国保に加入します。

- ◆お店などを経営している自営業の方 ◆農業や漁業などに従事している方
- ◆パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険に加入していない方
- ◆3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の方(例外あり)
- ◆退職して職場の健康保険をやめた方と被扶養者だった家族の方

制度について  
詳しくはこちら▶



国保に加入または喪失する際には、窓口へ届出が必要です。届出が遅れると医療費が自己負担になる場合があります。

こんなとき	
国保に加入	・他市町村や国外から転入してきたとき ・職場の健康保険をやめたとき ・職場の健康保険の被扶養者でなくなった ・子どもが生まれたとき ・生活保護を受けなくなったとき
国保を喪失	・他市町村や国外へ転出するとき ・職場の健康保険に加入したとき ・職場の健康保険の被扶養者になったとき ・死亡したとき ・生活保護を受け始めたとき
その他	・西原町内で住所が変わったとき ・世帯主や氏名が変わったとき ・世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき ・修学(大学・専門学校等)や住所地特例施設入所のために別に住所を定めるとき ・資格確認書等をなくした、または破損したとき



▲届出について  
詳しくはこちら

お問い合わせ：健康保険課 国民健康保険係 TEL：098-911-9163

## マイナンバーカード夜間・休日窓口のご案内

マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新を行う時間外窓口を右記のとおり開設します。平日日中に来庁が困難な方はご利用ください。予約制となっておりますので、ご希望の方は、町民課までお問い合わせください。

開設日時

3月5日(木) 午後5時30分～午後7時30分  
3月15日(日) 午前9時～正午  
3月19日(木) 午後5時30分～午後7時30分



お問い合わせ：町民課 住民年金係 TEL：098-945-5012

**そらうみ法律事務所**  
SORAUMILAW OFFICE

相談料 30分 5,500円

西原ICから車で8分  
サンエー経営シテイ  
すぐ近く

離婚・相続・不動産・借金等、  
お気軽にご相談ください

沖繩弁護士会所属  
弁護士 鈴木 穂人・弁護士 長尾 大輔

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドホール・グスク3号室  
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219

「浦添 弁護士」で検索

無料相談 ★相続のことなら安心しておまかせ下さい!

**相続・土地、建物  
会社登記・法律相談**

けだもと  
慶田元司法書士事務所

営業時間：月～土 8:30～18:00  
※日・祝日及び時間外の対応も可  
西原町標原1丁目22番地25(ローソン標原店うら)

☎098-944-2582・☎090-8291-4095

2台可

## 春の全国火災予防運動 3月1日～3月7日

2025年度 全国統一防火標語 『**急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし**』

東部消防管内では、昨年『火遊び』又は『放火』からの火災だと考えられる火災が複数発生しています。子どもたちにとっては、単なる火遊びかもしれませんが、ひとたび火災となると人の命や財産を失ってしまいます。『火遊び』を予防するためには、『火遊びをさせない』環境づくりが大切です。各家庭、地域ぐるみで火災を予防する意識を持ちましょう。

### 火遊び対策を徹底しましょう!

- 子どもだけを残して外出しない
- ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない
- 子どもだけで火を取り扱わせない
- 火遊びをしているのを見かけたら注意する
- 火災の恐ろしさ・火の取扱いについて教育する

### 住宅用火災警報器についてのアンケートにご協力をお願いします。

このアンケートは、住民の皆さんに住宅用火災警報器の必要性を認識していただくとともに、安心・安全なまちづくりに向けた設置促進活動に役立てる事を目的としています。



▲アンケートはこちら

お問い合わせ：東部消防組合消防本部 予防課 TEL：098-946-5479